

次世代住宅ポイント制度 【新型コロナウイルス感染症対応】

新型コロナウイルス影響により、**令和2年3月31日までに**契約できなかった方が、以下の対象期間に契約、着工（着手）を行った場合、ポイントを発行します。

新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当のポイントが発行されます。

（若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり）

ポイントは、様々な商品に交換できます。

すまい給付金や住宅ローン減税と併用できます。

対象期間



| 住宅の種類 | 申請期間 | 工事請負契約締結期間 | 申請期間 |
|--------------|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 新築 (分譲住宅) | 令和2年8月31日 | 平成30年12月21日 ～ 令和2年8月31日 | 令和2年4月7日 ～ 令和2年8月31日 |
| リフォーム※1 | 令和2年4月7日 ～ 令和2年8月31日 | | |

※1 1,000万円未満のリフォーム工事について、工事完了の期限は令和2年8月31日です。

新築は、引渡し後に申請者が自ら居住する住宅が対象です。

申請方法

事務局への郵送または、受付窓口への持参により申請できます。



ポイントの交換申込期限

令和2年6月1日～令和2年11月30日

申請にあたっては、やむを得ず令和2年3月31日までに契約できなかった理由の申告が必要です。また、ポイント発行対象となる性能を証明する書類や工事前後の写真などの提出が必要です。

工事完了前であっても、請負契約の締結（分譲住宅の場合は売買契約）以降、必要な書類が揃い次第、ポイント発行申請することができます。

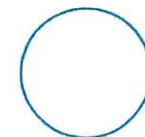
（戸別のリフォーム申請については、請負契約金額の代金が1,000万円（税込）以上の場合に限りま。

工事完了前にポイント発行申請を行った場合、工事完了後、完了報告期限までに完了報告書類の提出が必要です。

（完了報告を実施しない場合は、発行されたポイントは無効となります。）

[よくあるご質問](#)

※その他、詳細は後日、ホームページで公表します。



次世代住宅ポイント事務局

0570-001-339

042-303-1553

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、規模を縮小して営業しているため、お電話が繋がりにくくなっております。

[よくあるご質問](#)

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝含む）

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

お電話の前に必ず [お問い合わせの前に](#) をご覧ください。

